

## 足立区社会福祉法人指導監査実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)の規定に基づき実施する社会福祉法人(以下「法人」という。)の指導監査について、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成29年4月27日付雇児発0427第7号 社援発0427第1号 老発0427第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」(以下「国要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語)

第2条 この要領で使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、法令及び国要綱において使用する用語の例による。

2 この要領において、実地検査とは、一般監査又は特別監査において、法人の主たる事務所又は当該法人が経営する施設若しくは事業所(以下「事務所等」という。)に立ち入り、その業務又は財産の状況若しくは帳簿、書類その他の検査を行うことをいう。

### (実施方針)

第3条 指導監査を重点的かつ効果的に行うため、社会福祉行政の動向を踏まえ、指導監査の重点項目を掲げる足立区社会福祉法人指導監査実施方針(以下「実施方針」という。)を、毎年度一般監査を開始する時までに別に定める。

### (実施計画)

第4条 一般監査の対象法人及び実施時期等を含む実施計画は、毎年度一般監査を開始する時までに、別に策定する。

2 法人や法人が経営する社会福祉事業等の運営に問題が発生した場合又は通報若しくは国要綱第3項第1号に定める報告書類の確認の結果等により問題が発生するおそれがあると認められる場合は、実施計画にかかわらず適宜指導監査を実施することができる。

### (調査書等の提出)

第5条 区長は、第3条で定める実施方針を踏まえ指導監査に必要な監査項目(法人の自己点検項目を含む。)を掲げた「社会福祉法人調査書」(以下「調査書」という。)を作成し、法人に対し送付したうえで毎年度区が指定する期限までに、調査書及び関係資料の提出を依頼するものとする。

### (指導監査に係る基準等)

第6条 指導監査の確認事項や着眼点、指摘基準等は、国要綱別紙「指導監査ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)によるものとする。

### (一般監査の実施)

第7条 一般監査は、監査の対象となる法人の事務所等(以下「実地」という。)

において、関係者からの事前提出書類や事務所等で保管している関係書類を基に説明を求め面談方式で行うものとする。

- 2 一般監査における実地検査は、原則として1日で実施するものとする。
- 3 一般監査における実地検査の実施場所に当該法人が経営する施設又は事業所が所在する場合は、施設監査を同時に実施することができる。
- 4 一般監査の実施にあたっては、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該法人に通知するものとする。ただし、法人又は当該法人が経営する施設又は事業所において、重大な問題が発生した場合又は苦情・通報、現況報告書等の確認の結果からその疑いがあるなどの理由により、あらかじめ通知すると当該法人又は施設若しくは事業所の日常における運営状況を確認することができないと認められる場合は、一般監査の開始時に通知することができる。
  - (1) 一般監査の根拠規定
  - (2) 一般監査の日時
  - (3) 法第56条第1項の規定により立入検査をする職員(以下「検査員」という。)の氏名
  - (4) 準備すべき書類等
- 5 一般監査の実施体制は、職員2名以上の検査員により編成する。
- 6 一般監査における実地検査においては、その効果を高めるために、必要に応じて、事業所管課職員、関係行政機関職員又は法人に関係する者に対し、実地検査への立会いを求め、又は必要事項の調査・照会等を行うことができる。
- 7 検査員は、一般監査における実地検査終了後、実地において、国要綱第5項第1号に定める指導(以下「指導」という。)の内容に関する認識を法人と共有するために、検査員相互で調整を行ったうえで、指導の内容を記載した別に定める書面(以下「実地検査指導事項票」という。)を作成し、法人に写しを交付するものとする。
- 8 区長は、一般監査における実地検査終了日において、実地検査指導事項票を用いて、法人の役員等に対して、実地検査の結果を講評し、国要綱第5項第1号ア(イ)に定める口頭指摘及び同号イに定める助言を行うものとする。ただし、法令解釈等で疑義が生じた場合等、同日中の講評等に支障を認める場合は、別に関係者を招致して講評等を行うことができる。
- 9 実地検査終了後から第8条第2項の規定により監査結果を通知するまでの間に指導の内容の追加又は変更が生じた場合は、前項に定める講評等を行ったうえで、実地検査指導事項票を差し替えるものとする。

(一般監査の結果通知)

第8条 検査員は、実地検査終了後、直ちに監査結果について綿密に検討し、指導の内容を明確にしたうえで福祉部長へ報告する。

- 2 区長は、前項の報告に基づき、速やかに監査結果を当該法人代表者に宛てて文書で通知する。

3 第1項の報告において国要綱第5項第1号ア(ア)に定める文書指摘の対象となる事項(以下「文書指摘事項」という。)が認められる場合は、前項の文書において違反が認められる事項及び改善措置等を具体的に通知するものとする。

(改善内容の確認)

第9条 区長は、法人代表者に対し、文書指摘事項について前条第2項の通知の発送日の翌日から起算して30日を経過した日を期日として改善状況報告書又は改善計画書を提出させ、改善内容を確認するものとする。

2 前項の改善内容の確認においては、改善状況報告書の提出にあたり改善の事実を客観的に証明する書類の添付を求めるほか、必要と認める場合には、法人における改善状況の確認のため、実地において調査を行うものとする。

3 改善内容の確認において改善措置が認められたとき又は改善措置が講じられる見込みがあると判断したときは、当該一般監査を終結する。ただし、改善措置が講じられる見込みがあると判断した事項については、終結とせず、継続的に改善状況を確認し、指導を継続する。

(特別監査の実施)

第10条 一般監査によって改善措置が認められない法人のうち区長が特別監査の実施対象と認めるものその他法人の運営等に重大な問題を有すると区長が認めるものに対し、特別監査を行う。

2 特別監査の実施にあたっては、検査の目的・効果を勘案するものとする。

3 特別監査は、問題の重要性、緊急性等の状況に応じ、苦情・通報等の情報、一般監査において確認した情報等から疑われる、運営上の不正又は著しい不当行為について、事実関係を的確に把握できるまで継続的に実施するものとする。

4 特別監査は、実地検査を行うほか、帳簿書類の提出の求め、当該法人の役員・職員等の出頭の求めなど、効率的・効果的な方法を適宜用いて、実施するものとする。

5 特別監査の実施体制は、副参事以上の職にある者を長とする職員3名以上の検査員により編成する。

6 第7条第4項及び第6項から第9項までの規定は、特別監査について準用する。この場合において同規定中「一般監査」とあるのは「特別監査」と読み替えるものとする。

(特別監査後の措置)

第11条 検査員は、実地検査終了後、監査の概況を福祉部長に報告し、必要に応じ関係行政機関等と協議を行う。

2 区長は、前項の報告及び協議に基づき、速やかに監査結果を当該法人代表者に宛てて文書で通知する。

3 第1項の報告及び協議において国要綱第5項第1号ア(ア)に定める文書指

摘の対象となる事項（以下「文書指摘事項」という。）が認められる場合は、前項の文書において違反が認められる事項及び改善措置等を具体的に通知するものとする。

（改善内容の確認）

第12条 区長は、法人代表者に対し、文書指摘事項について前条第2項の通知の発送日の翌日から起算して30日を経過した日を期日として改善状況報告書又は改善計画書を提出させ、改善内容を確認するものとする。

2 前項の改善内容の確認においては、改善状況報告書の提出にあたり改善の事実を客観的に証明する書類の添付を求めるほか、必要と認める場合には、法人における改善状況の確認のため、実地において調査を行うものとする。

3 改善内容の確認において改善措置が認められたとき又は改善措置が講じられる見込みがあると判断したときは、当該特別監査を終結する。ただし、改善措置が講じられる見込みがあると判断した事項については、終結とせず、継続的に改善状況を確認し、指導を継続する。

4 改善状況報告書若しくは改善計画書が期限内に提出されないとき又は提出された改善状況報告書等により改善の意思がない若しくは改善を怠っていると認められるときは、法令の定めるところにより、改善勧告又は行政処分を行うための手続を進める。

（関係機関等との連携）

第13条 指導監査の実施にあたっては、法人が経営する施設又は事業所の事業所管課及び関係行政機関等に対し、必要な情報若しくは資料又は施設監査の結果の提供その他必要な協力を求める等、十分に連携を図るものとする。

（外部有識者への相談等）

第14条 指導監査を実施するにあたり、法律、会計等に関し重要な判断を要する場合は、各専門の有資格者に相談を依頼し、その回答をもって適正に執行する。

（指導監査情報の公表）

第15条 指導監査に関する情報は、個人情報など法令等により非開示とされる場合を除き、公開に努める。

2 前項の規定にかかわらず、指導監査に関する情報のうち文書指摘事項及び当該事項の改善状況については、原則として区のホームページへ掲載するなど、区民へ広く情報提供するものとする。

付 則( 29足福福発第951号 平成29年6月20日 福祉部長決定 )  
この要領は、決定の日から施行する。

付 則( 30足福福発第742号 平成30年5月30日 福祉部長決定 )  
この要領は、決定の日から施行する。